

## 2026年度室蘭社会人サッカーリーグ

### 参加要項

1. 主催 室蘭地区サッカー協会、室蘭社会人サッカー連盟
2. 主管 室蘭社会人サッカー連盟、室蘭社会人サッカーリーグ運営委員会
3. 開催期間 当該年度5月中旬～10月上旬
4. 参加資格
  - (1) (公財)日本サッカー協会に登録及び室蘭社会人サッカー連盟に加盟を完了した第1種チーム、個人(但し大学連盟・専門学校連盟に加盟したチームは除く)である事。
  - (2) 参加選手はクラブチーム又は他の事業体チームに二重登録されていない事。
  - (3) シーズン中の移籍は認めない。
  - (4) チーム登録は4級以上の審判員が4名以上(うち3級以上が1名以上)いなければ参加を認めない。
  - (5) 18歳未満で登録をする選手は3名以内とし父母、チーム責任者、本人の誓約書を添付すること。
  - (6) 高校在学中の生徒は参加できない。但し、(公財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
  - (7) 室蘭リーグ所属チームは(公財)日本サッカー協会及び(公財)北海道サッカー協会の登録を終了したものとする。
  - (8) 参加チームは運営委員1名を出さなければならない。
  - (9) 外国籍選手の登録は、1チーム3名以内とする。
  - (10) 室蘭社会人サッカー連盟主催の各大会に出場できるチームであること。
  - (11) 道南ブロックリーグへの出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
  - (12) リーグ参加チームは第1種登録選手が11名以上いること。
5. 選手エントリー
  - (1) 前項の参加資格を有し選手のエントリー人数は15名以上25名以内がのぞましい。
  - (2) 選手エントリーは4月10日付けをもって行いリーグ戦終了迄有効とする。
  - (3) 選手の追加登録、削除は室蘭地区サッカー協会及び室蘭社会人サッカー連盟に所定の事項を記入のうえ提出する。但し、出場する試合の10日前迄に(公財)日本サッカー協会に登録が完了していなければ出場できないので特に留意のこと。
  - (4) ユニフォームは正副2着(全て異色)を登録及び常備すること。又、背番号は正副同番号とし、チーム全体は1番から通し番号を原則とする。シーズン中の背番号の変更は認めない。
6. 組み合わせ及び日程
  - (1) 組み合わせは前年度優勝チームを中心に上位と下位とを原則として第一節から順に対戦するよう考慮する。
  - (2) 日程は主催協会と協議のうえ開幕2週間前までにチームへ連絡する。
  - (3) 一節あたりの試合時間、順序は運営委員会において決定する。
7. 会場運営
  - (1) 会場準備・後方付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行うこと。
  - (2) 会場の準備は試合開始予定の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。又、後方付けは、試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了すること。
  - (3) 会場準備・後方付けは、7人以上で行うこと。
  - (4) 会場準備・後方付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
    - ① 本部テント・机及びいすの配置・チーム用ベンチの配置。
    - ② フィールドのライン引き・ゴールの設置・コーナーフラッグの設置・第4審判員席の配置。
    - ③ 使用機材の準備・撤去・試合会場内・外のゴミ等の回収。

(5) 棄権チームの処置

- ① 特別な理由により棄権した場合、室蘭社会人サッカー連盟が調査し、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。

この場合、これに供う試合会場の確保・審判員の手配経費については、当該チームが負担するものとする。

- ② 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点3・勝ち点3を与える。

- ③ 試合成立の必要人数は、1チーム7名以上とする。

(6) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。その後の処置については、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会が裁定する。

(7) 試合の前後において悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会が裁定する。

(8) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会が裁定する。

8.その他

- (1) チームの飲料水、医薬品、傷害保険等必要なものは自チームにて用意する。

- (2) 自チームの選手の駐車については運営委員会にて指定したところへ必ず駐車すること。

- (3) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、事前に登録している役員を監督代理としてベンチ入りを認める。

- (4) チーム監督が長期不在となる場合は、室蘭社会人サッカー連盟に対し「監督変更届」を提出し承認を得なければならない。

- (5) チーム監督或いは助監督が選手をかねる場合は、事前に登録されたコーチ・主務をベンチ入りさせること。

- (6) 上記の(3)から(5)に違反した場合は、当該チームは次節の1試合を出場停止とする。この場合の成績は、対戦相手チームに得点3・勝ち点3を与える。

- (7) ユニフォームへの広告掲載については、事前に、室蘭社会人サッカー連盟の承認を得なければならない。

- (8) ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同色とする。

- (10) ユニフォームのシャツが縞(縦縞も横縞)の場合は、台地(白布地等)(縦30cm×横30cm位)に背番号を付けて判りやすくすること。

- (11) 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。

- (12) 掲載できる広告は上衣3カ所以内とし、その大きさは、前面300平方センチメートル、背面200平方センチメートル、左袖50平方センチメートルを越えない大きさとする。

- (13) 試合出場する選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と供に本部へ提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することはできない。

9.参加料 ¥50,000.-

10.その他

要項に関する問い合わせ先

〒050-0075 室蘭市中島本町1-23-4-403  
及川 浩明 気付  
室蘭社会人サッカーリーグ

FAX 0143-45-5997

携帯 090-3468-2980

E-mail: murosyu\_1965@yahoo.co.jp